別表第十五　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後

（使用前検査を要しない場合）

第十七条　法第四十三条の三の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、第五号及び第六号に掲げる場合とする。

［一～五　略］

六　法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するために使用する場合

2　前項第一号及び第三号の原子力規制委員会の承認は、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたときは、その効力を失う。

（施設定期検査の実施時期）

第四十四条　［略］

2　前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期とする。

区分	施設定期検査を受けるべき時期
一　［略］	［略］
二　特定研究開発段階発電用原子炉（燃料体が炉心等（炉心及び炉外燃料貯蔵槽をいう。以下同じ。）から取り出されていない令第一条第一号に掲げる発電用原子炉をいう。以下同じ。）の廃止措置対象施設	法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に定める時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）

（施設定期検査終了証）

第四十九条　［略］

2　前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。

（記録）

第六十二条　法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　発電用原子炉施設の保守管理記録［イ・ロ　略］	［略］	［略］

改正前

（使用前検査を要しない場合）

第十七条　法第四十三条の三の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画（法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、第五号及び第六号に掲げる場合とする。

［一～五　同上］

六　法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するために使用する場合

2　前項第一号及び第三号の原子力規制委員会の承認は、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたときは、その効力を失う。

（施設定期検査の実施時期）

第四十四条　［同上］

2　前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期とする。

区分	施設定期検査を受けるべき時期
一　［同上］	［同上］
二　特定研究開発段階発電用原子炉（燃料体が炉心等（炉心及び炉外燃料貯蔵槽をいう。以下同じ。）から取り出されていない令第一条第一号に掲げる発電用原子炉をいう。以下同じ。）の廃止措置対象施設	法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に定める時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）

（施設定期検査終了証）

第四十九条　［同上］

2　前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。

（記録）

第六十二条　法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　発電用原子炉施設の保守管理記録［イ・ロ　同上］	［同上］	［同上］